

令和5年第3回定例会 岐阜県議会公明党の代表質問から（要旨）

■ 第5期岐阜県地域福祉支援計画の改定方針について

- 岐阜県地域福祉支援計画は、「岐阜県高齢者安心計画」など他の福祉計画とも関係し、市町村の地域福祉推進を支援するためガイドラインとしても位置付けられており、来年度改定を迎える。
- 最近の生活課題は、買い物に行くことが困難になっている高齢者が増えていること。自ら店舗に足を運んで買い物に行けない人や、近隣のスーパーが閉店し不便になった方など。
- 最近では、「ショッピングリハビリ」と呼ばれる新たな事業が一部の市や町で始まっている。これは高齢者への運動機能訓練や認知機能訓練を、商業施設での買い物を通じて提供する通所介護プログラムである。
- 改定される計画では、買い物支援など公的支援制度が対象としない新たな地域生活課題への対応にも取り組んで頂きたい。
- また国会では、「孤独・孤立対策推進法」が成立した。コロナ禍で深刻化した孤独や孤立の問題にも取り組んで欲しい。



答弁) 知事（要旨）

- 近年、「孤独・孤立問題」「8050問題」「ヤングケアラー」配偶者によるDVなど新たな福祉課題が次々と生じてきている。
- 一方少子化の進行により、福祉分野の担い手不足が深刻化しており、コロナ禍の影響で人と人との関係性が希薄化し、地域のつながりが一段と弱体化していく懸念がある。
- 改定の方針として、「既存の制度や分野の壁を越えた包括的な支援体制の整備」や「地域生活課題の解決に取り組む市町村への支援」を中心に進めていく。
- また地域で活動している団体やNPO法人などによる、**買い物弱者支援や居場所づくりなどを推進する、「住民主体の地域づくりに向けた環境の整備」**も進めていく。

■ 自動車産業の電動化への対応に向けた現状と今後の支援について

- 政府は「2035年までに乗用車の新車販売で電動化100%を実現する」という方針を打ち出している。EV化によってエンジンはモーターに、燃料は電池に変わり、部品点数がエンジン車の3万点から約2万点に減少するなど自動車製造に関わる事業者への影響は大きい。
- EV車の技術や市場ニーズが刻々と変化する中、事業者をどう支援するのか。変化のスピードに企業は対応できるのかなど懸念は大きい。
- 自動車産業の大変革期を迎え、県内の事業者がピンチをチャンスに変えることができるよう県の関係機関の支援を総動員して頂きたい。



答弁) 商工労働部長（要旨）

- 中小企業団体中央会に開設した相談窓口では、専門家が各社の技術や今後の方針について、訪問の上ご相談に乗り、ご要望に応じて、事業計画策定に至るまでを伴走支援している。
- 電動化対応の製品開発を目指す企業向けに、次世代電池など最新の技術動向や市場に関する研究会、自動車メーカーを講師に招いたセミナーを開催する。
- 産業技術総合センターでは、電動化向けの軽量かつ強度の高い製品を製造する技術の開発や、企業が製品試験の際に使用する設備の充実を行う。



■ 警察安全相談「#9110」の対応状況と有効活用に向けた取組について



- 「#9110」は全国どこからでも、電話をかけた地域を管轄する警察本部などの相談窓口につながる全国共通の電話番号である。
- 「110番」は緊急の事件・事故等を受け付けるのに対し、「#9110」は緊急の対応が必要でない相談事案として設けられている。
- 昨年の「#9110」の相談受理件数は42,567件。相談者は緊急ではないものの、身の回りの危険や不安に対し、解決あるいは改善の方法を求めて電話をされてくる。
- 「#9110」の対応状況と、有効活用に向けてどのように取り組まれているのか。

答弁) 警察本部長（要旨）

- 「#9110」は受理した相談内容に応じて関係警察署等と情報共有し、必要に応じて現場へ警察官を派遣し、専門的な助言を行ったり、他の専門機関を紹介したり、相手方に警告などの措置を講じて相談者の危険や不安の解消を図っている。
- 相談内容やその対応状況は、オンラインシステムで管理されており警察署長等の幹部や、関係する部門にもリアルタイムで情報を共有し、組織的・継続的な対応を徹底している。
- 今後とも、相談者へのより丁寧な対応を徹底し、「#9110」を更に活用していくだけのよう、電子掲示板などの媒体の活用などより一層きめ細やかな広報活動を行い、更なる周知徹底に取り組む。

全国どこからでも
#9110



■ コロナ禍で生活に困窮した人を対象にした生活福祉資金の特例貸付の返済を巡る対応について

- コロナ禍で生活に困窮した人を対象にした生活福祉資金（緊急小口資金と総合支援資金）の特例貸し付けは、今年1月から返済が順次始まっている。
- 厚労省によれば、2月末時点で実際に返済できているのは24%にとどまっており、「返済猶予を経ても返済が困難」「就労や増収、家計改善などによる生活再建が見込めない」と判断できる人には、まずは相談支援や定期的な見守り支援を行うよう求めている。
- それでもなお返済が見通せない場合、今回新たに、相談・支援を行ってきた支援機関の意見書を踏まえ、都道府県社会福祉協議会が償還免除を行うことができるとされている。
- 県においては柔軟かつ、市町村社協など関係機関による運用にばらつきが出ないようにして頂きたい。



答弁) 健康福祉部長（要旨）

- 免除を可能とする具体的な参考事例は、今後、国から示されることとなっている。
- 運用に際し個別の案件ごとに取扱いの差が生じないよう、国の参考事例を県社会福祉協議会に示し、同協議会が償還免除の判断に迷う場合、必要に応じて国に確認するなど、統一的な対応が行えるようサポートしていく。
- また、意見書を作成する支援機関に対して説明会を開催し、参考事例の提供や意見書作成の相談に対応していく。
- 借受人の個々の状況を踏まえた支援を行いつつ、適正な償還免除の決定が行われるよう、制度の運用を図っていく。

